

## 芸能の由来

山路踊りは、江戸時代後期、森藩八代藩主通嘉が江戸から召し連れてきた御部屋様(側室)によって伝えられたといわれている。城内の月見の宴、花見の宴等では御殿女中や局、侍たちも楽しんだといわれ、また町の辻の盆踊りとしても踊り伝えられてきた。このように、山路踊りは武士階級の人達だけでなく、森藩の庶民にも親しまれたという点で特徴がある。

もともと宴席の歌舞であり「酒宴尽しの唄」として様々な歌詞(源三位頼政、小野小町、武勇伝、恋愛物語等)がつけられていたようであるが、現在歌われている歌詞の一番はすべて「山路がふきし…」となっており、これが「山路」の起こりと思われている。豊後大野市三重町に残る『内山記』『真名野長者物語』(満野、真野)の中に「山路」についての記述がある。それによれば、≪欽明天皇の第四皇子橘豊日若宮が、身分も名前も伏せて長者の娘「般如姫」に会いに豊後の国三重の里まで笛を携えてくる。その笛の音のすばらしさで牛飼いに取り立てられ「山路」という名を賜った。欽明天皇十七年(556)数カ月後に身分を明かしめでたく姫と結婚する≫ともある。

山路踊りはその後戦争等により一時踊られることはなくなったが、昭和10年頃森町女子青年団によって再び踊られるようになり、正調山路踊りとして現在踊り続けられている。

## 山路踊り(数え唄) 酒宴づくしの唄

一. 山路が吹きし 笛竹は

サアーナニガマカセ

身より大事な 草刈男

真野の長者の 娘と酒宴

ソレソーレエ

ソレソーレーエー

サーアトセエ

二. 杵築の伊達者 オシオとて

つとは三尺 折りゃ又二尺

笠は熊谷(くまがえ) 八つ折雪駄(せきだ)

三. 九軒の茶屋の 大尽な

立つる襖の 絵にかく虎は

威勢恋しと かけ出す酒宴

四. 二つの山に 抱かれし森は

昔しゃおんとの 久留島さまよ

今も名残りの 三島で酒宴

**記録**

| 和暦      | 西暦   | 月日     | 内容                                   | 出典         |
|---------|------|--------|--------------------------------------|------------|
| 天保？     |      |        | 通嘉が江戸（京都？）から召し連れてきたお部屋様によって伝えられる（伝承） | 不明         |
| 天保8年    | 1837 | 7月17日  | 「酒宴津くし」の歌詞（1～38番） 榎屋用                | 角扇の友第3号    |
| 明治18年   |      |        | 矢野兼周が夜の宴会の席で「森のシエンツクシ（踊）」を披露する       | 父を語る（自費出版） |
| 昭和10年   | 1935 |        | 森町女子青年団が古老から山路踊りの伝承を受ける              | 玖珠町史       |
| 昭和20年以後 | 1945 |        | 戦争により途絶えたため森町議会議員園田ハルエによって復活の提案がされる  | 玖珠町史       |
| 昭和25年   | 1950 |        | 第1回日本童話祭のメインイベントとして披露される             | 玖珠町史       |
| 昭和35年   | 1960 | 10月15日 | 保存会が組織される                            | 玖珠町史       |
| 昭和37年   | 1962 | 7月27日  | 産地民謡大会（東京三越デパート）で披露する                | 玖珠町史       |
| 昭和38年   | 1963 |        | 家庭舞踊家の千葉氏により、踊りやすく親しみやすい新調山路踊りがつくられる | 玖珠町史       |
| 平成11年   | 1999 | 8月27日  | 玖珠町指定民俗文化財となる                        |            |
| 平成30年   | 2018 | 2月6日   | 大分県選択無形民俗文化財となる                      |            |

● “選択” 無形民俗文化財とは

指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる（文化財保護法第91条で準用する第77条）としており、この規定により県によって選択されたものを、選択無形民俗文化財という。

この選択無形民俗文化財という名称は、この規定にもとづいて選択された無形の民俗文化財を指す通称であり、法律上の用語ではない。正式には記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財という。

つまり、歴史的な史料・根拠が不足しており、県の指定にはならなかったものの、貴重な文化財であり、今後も歴史資料の収集・調査を行い、記録保存等未来への継承のために残しておくべき文化財であるといえる。